

第 1 調 査 の 概 要

この調査は、茨城県に常住する人口および世帯について、市町村別の分布および移動状況を明らかにするため、「茨城県常住人口調査規則」にもとづき、毎月市町村から報告を得て、これを集計したものである。

調 査 の 要 領

1 目 的

常住人口調査は、国勢調査の間における市町村ごとの人口および世帯の移動状況を明らかにし、各種行政施策上の基礎資料を得る。

2 調査の期間

調査は毎月その月の1日から末日までの期間について行なり。

3 調査の対象

調査は次に掲げる者について行なり。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている者
- (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく外国人登録原票に登録されている者

4 調査の事項

調査は次の各号に掲げる事項について行なり。

ただし、第1号、第4号および第5号に掲げる事項については、毎月末日のみ調査する。

- (1) 男、女別人口
- (2) 出生および死亡者数
- (3) 県内、県外別および年令階層別転入および転出者数
- (4) 日本人の人口およびその世帯数
- (5) 外国人の人口およびその世帯数
- (6) 日本人および外国人の世帯の転入および転出者数
- (7) 職権による住民票への記載および消除の数

5 結果の公表

市町村から提出された報告表を集計し、毎月「茨城県の人口と世帯」として公表する。また、年間の結果についても同様とする。

用語の説明

- 1 出生者……戸籍法第49条に基づき出生届により、住民票の作成または、同票に記載された者
- 2 死亡者……出生と同様、死亡届または失踪宣告届に基づき、住民票を削除された者
- 3 転入者……住民基本台帳法第22条の規定により届け出られた転入者および、同法第8条の規定により職権で住民票に記載された転入者
- 4 転出者……住民基本台帳法第24条の規定により届け出られた転出者および同法第8条の規定により職権によって住民票を削除された転出者
- 5 外国人……外国人登録法の規定に基づき、市町村に備えられている外国人登録原票に登録された外国人
- 6 率等の算出は次による。
自然増加数＝出生者－死亡者
自然増加率＝自然増加数÷年央人口（10月1日現在の人口）×100
出生率＝出生者÷年央人口×100
死亡率＝死亡者÷年央人口×100
社会増加数＝転入者－転出者
社会増加率＝社会増加数÷年央人口×100
転入率＝転入者÷年央人口×100
転出率＝転出者÷年央人口×100
移動数＝転入者数＋転出者数
移動率＝移動数÷年央人口×100
転入超過数＝転入者－転出者
転出超過数＝転出者－転入者
人口増加数＝自然増加数＋社会増加数
人口増加率＝人口増加数÷年央人口×100
性比＝男の数÷女の数×100
出生・性比＝男の出生者÷女の出生者×100
死亡性比＝男の死亡者÷女の死亡者×100
- 7 再生産年令 一般的に15～49才の年代にある女の年令をいい、別名妊娠可能年令ともいう。
- 8 可婚年令 15才以上の男女の年令をいう。
- 9 労働力人口 一般的に15～64才までの年令をいう。

10 地 域 別 本県を行政上、下記の4ブロックに分ける。

県北地域 水戸市、日立市、那珂湊市、常陸太田市、勝田市、高萩市、北茨城市、笠間市、
東茨城郡、西茨城郡、那珂郡、久慈郡、多賀郡、

鹿行地域 鹿島郡、行方郡

県南地域 土浦市、石岡市、竜ヶ崎市、取手市、稲敷郡、新治郡、筑波郡、北相馬郡

県西地域 古河市、下館市、結城市、下妻市、水海道市、岩井市、真壁郡、結城郡、
猿島郡

利 用 上 の 注 意

- 1 統計表のうち変動数は、昭和48年(1月から12月まで)における毎月の累積数である。
- 2 統計表のうち第4表, その1世帯, 人口, 年間増加数には, 外国人が含まれている。
- 3 「人口増加率」, 「自然増加率」, 「出生率」, 「死亡率」および「社会増加率」等の比率が, 相互に一致しない場合があるのは四捨五入による。
- 4 社会動態の「その他」の欄は, 住民基本台帳法に基づく実態調査等により, 職権で処理されたもののうち, 従前の住所, 転出先など, 不明のものである。
- 5 本年実態調査を行った町村は, 下記のとおりである。
茨城町, 山方町, 北浦村, 谷田部町